

消防署からのお知らせ

H27年3月号

春季全国火災予防運動実施中!

全国消防
イメージキャラクター



そもそも火災予防運動ってどんなものなの?

火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、**火災の発生を防止し、死者の発生を減少**させるとともに、**財産の損失を防ぐ**ことを目的としている運動です。



火災予防運動っていつ実施しているの?

火災予防運動は春と秋の年2回行われています。春季は**消防記念日**（3月7日）を最終日として**3月1日から3月7日**までの1週間。秋季は**119番の日**（11月9日）を起点として**11月9日から11月15日**までの1週間に実施しています。



火の取扱いには十分に注意し、火災の発生を未然に防げるよう、皆さん一人ひとりが、それぞれの火災予防運動を実施していきましょう。

火事と救急は119



<消防署連絡先>
◇浪江消防署 ☎0240-38-2119
◇富岡消防署 ☎0240-25-2119

INFORMATION ~まちからのお知らせ~

税務のスペシャリスト

国税専門官を募集します

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署などにおいて調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。仙台国税局では、パイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

■受験申込受付期間

- インターネット
平成27年4月1日（水）～13日（月）
- 郵送または持参
平成27年4月1日（水）、2日（木）の両日のみ

■受験資格

- 昭和60年4月2日から平成6年4月1日生まれの人
- 平成6年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
(1)大学を卒業した人および平成28年3月までに大学を卒業する見込みの人
(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める人

■受験申し込み方法

インターネットによる申し込みを原則とします。郵送または持参用受験申込書の請求は、最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事務局へ行う。

■第1次試験日 平成27年6月7日（日）

☎ 仙台国税局 人事第二課試験研修係
☎022-263-1111 内線3236

チェックしましょう

福島県最低賃金

| 最低賃金の種類 | 最低賃金額 (時間額) | 発効日 |
|---------|----------------|------------|
| 福島県最低賃金 | 689円 | 平成26年10月4日 |

| 産業別最低賃金 | 最低賃金額 | 発効日 |
|--|-------|-------------|
| 非鉄金属製造業最低賃金 | 802円 | 平成26年11月28日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (医療用計測器製造業を除く。ただし、心電計製造業は該当する。) | 753円 | 平成26年12月13日 |
| 自動車小売業最低賃金 (二輪自動車小売業を除く。原動機付き自転車小売業も除外する。) | 785円 | 平成26年12月17日 |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金 | 787円 | 平成26年12月27日 |
| 輸送用機械器具製造業最低賃金 | 789円 | 平成26年12月27日 |

福島県最低賃金はパートやアルバイトにも適用されます。産業別最低賃金は当該業種で働く人に適用されます。詳しくは、下の問い合わせ先が最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

☎ 厚生労働省福島労働局 賃金室 ☎024-536-4604